

海老名市教育委員会

(平成26年 7月 定例会議事日程)

日時 平成26年 7月28日(月)

午前10時00分

場所 海老名市役所702会議室

日程第 1 議案第 22 号 海老名市食の創造館指定管理者制度導入について

日程第 2 議案第 23 号 平成26年度(平成25年度対象)教育委員会の点検・評価報告書について

日程第 3 議案第 24 号 平成27年度使用教科用図書採択について

議案第22号

海老名市食の創造館指定管理者制度導入について

別紙のとおり、海老名市食の創造館指定管理者制度導入について、議決を求める。

平成26年7月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市食の創造館の管理・運営について、指定管理者制度を導入したため

海老名市食の創造館指定管理者制度導入について

1 指定管理者制度導入の目的

海老名市食の創造館の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の発想や手法を取り入れることで、市民に対する食育の推進を図り、利用者サービスの向上及び管理運営の効率化を図る。

2 指定管理者制度導入方法

施設の管理運営業務の全般については指定管理者に委託し、文部科学省通達「学校給食業務の運営の合理化」（文体給第 57 号昭和 60 年 1 月 21 日文部省体育局長通知）により、献立作成については、職員が行い、食の安全の確保が重要であるため、衛生管理確認などは立会いを行う。

学校給食業務の運営の合理化について（昭和 60 年 1 月 21 日文部省体育局長通知）

<抜粋>

3 設置者が学校給食業務の合理化を図るため、・・・民間委託を行う場合は、次の点に留意して実施すること。

（3）民間委託の実施

ア 献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。

イ 物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること。

3 改正する条例

海老名市食の創造館設置条例

4 条例改正の内容

従来の海老名市食の創造館設置条例を改め、指定管理者による管理、業務範囲、公募方法、選定基準、管理内容、秘密保持義務などを追加する。

5 条例改正案について

別紙「改正（案）及び新旧対照表」のとおり

6 施行日について

平成 27 年 8 月 1 日とする

7 その他

平成 26 年 9 月議会に上程する

海老名市食の創造館設置条例の一部を改正する条例(案)

海老名市食の創造館設置条例(平成24年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中、「食の創造館の管理等に関し」を「この条例の施行について」に改め、同条を第32条とする。

第5条を次のように改める。

(利用料金の不還付)

第5条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第5条を第27条とし、同条の次に次の4条を加える。

(原状回復の義務)

第28条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により指定を取消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、調理実習室等の利用を終了し、又は利用を中止した場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第29条 指定管理者及び利用者が、食の創造館の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第30条 指定管理者及び管理業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措

置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び従事者は、食の創造館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第31条 第4条及び第19条から第27条まで、第28条第2項、第29条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が食の創造館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文及び別表中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第24条第1項中「の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額とし」とあるのは「とし」と、「規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、第29条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第4条を次のように改め、同条を第26条とする。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第3条を次のように改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金等)

第24条 別表第1に掲げる調理実習室等及び別表第2に掲げる調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金は、同表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

- 2 前項に規定する利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の納付等)

第25条 利用者は、調理実習室等を利用する前までに、利用料金を指定管理者に納

付しなければならない。ただし、調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金については、利用日の利用状況に応じ支払うものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、別に納期限を指定することができる。

第2条の次に次の21条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 食の創造館の管理は、食の創造館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(管理業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

(1) 食の創造館の調理・洗浄及び配送に関する業務

(2) 食の創造館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 施設等の利用の承認に関する業務

(4) 施設等の利用料金徴収等に関する業務

(5) その他施設等の管理に関して、市長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第5条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、海老名市食の創造館設置条例施行規則（平成24年規則第17号。以下「規則」という。）で定める申請書に施設等の管理業務に係る事業計画書及びその他規則で定める書類（以下「書類等」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の方法及び基準)

第6条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、食の創造館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を、指定管理者の候補者（以下「候補

者」という。)として選定する。

- (1) 事業計画書の内容が、学校給食の安全提供、災害時の炊き出しに対応できる内容であること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等の平等利用が確保できるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、施設等の効用を最大限に発揮し、施設等の管理経費の縮減が図られる内容であること。
- (4) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として食の創造館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条に規定する申請者がなかった場合においては、施設等の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により指定管理者を選定するときは、市長は当該法人等と協議し、書類等の提出を求め、この条例に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

- (1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、食の創造館の管理を行うことが不相当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 候補者は、議会の議決を経た後に市長から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長と指定管理者は、管理業務に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 利用に係る料金に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告書に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (7) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、食の創造館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業

務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき又はその他指定管理者の責に帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間)

第16条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第17条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月の第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の範囲)

第18条 調理実習室及び会議室(以下「調理実習室等」という。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 食育の推進に関する講習会、研究会その他各種集会

(2) 地場産業(食品関係に限る。)に関する研究、試作品の作成等

(3) 給食に関する研究、試食等

(4) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

(利用の申請等)

第19条 調理実習室等を利用しようとする者は、規則で定める期間内に指定管理者申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは利用を承認するものとする。この場合において、食の創造館の管理上必要があると認めるときは、当該利用の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第20条 指定管理者は、第18条の規定にかかわらず、調理実習室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を行わないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として使用するとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) その他使用させることが適当でないと市長が認めるとき。

2 前項に規定する利用の承認の取り消し等により調理実習室等の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用の変更等)

第21条 利用者は、承認を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、指定管理者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、又は制限することができる。

(1) 利用者が、条例又は規則等に違反したとき。

(2) 利用者が第20条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認めるとき。

2 前項に規定する利用の承認の取り消し等により利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行日前においても、第5条から第11条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 (第24条関係)

室 名	1時間当たりの利用料金
調理実習室	500円
会 議 室	200円

別表第2 (第24条関係)

設 備 等	1時間当たりの利用料金
冷暖房空調設備	100円

海老名市食の創造館設置条例新旧対照表

新	旧								
<p>海老名市食の創造館設置条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海老名市食の創造館（以下「食の創造館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 食育を推進し、学校給食、配食サービス等広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設として食の創造館を設置する。</p> <p>2 食の創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海老名市食の創造館</td> <td style="text-align: center;">海老名市中新田四丁目12番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>食の創造館の管理は、食の創造館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(管理業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。</u></p> <p>(1) <u>食の創造館の調理・洗浄及び配送に関する業務</u></p> <p>(2) <u>食の創造館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>施設等の利用の承認に関する業務</u></p> <p>(4) <u>施設等の利用料金徴収等に関する業務</u></p> <p>(5) <u>その他施設等の管理に関して、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(公募及び申請)</p> <p>第5条 <u>市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。</u></p>	名 称	位 置	海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号	<p>海老名市食の創造館設置条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、海老名市食の創造館（以下「食の創造館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 食育を推進し、学校給食、配食サービス等広く市民にサービスを提供する市民開放型の多機能施設として食の創造館を設置する。</p> <p>2 食の創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">海老名市食の創造館</td> <td style="text-align: center;">海老名市中新田四丁目12番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号
名 称	位 置								
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号								
名 称	位 置								
海老名市食の創造館	海老名市中新田四丁目12番2号								

2 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、海老名市食の創造館設置条例施行規則（平成24年規則第17号。以下「規則」という。）で定める申請書に施設等の管理業務に係る事業計画書及びその他規則で定める書類（以下「書類等」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。
（選定の方法及び基準）

第6条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、食の創造館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

（1）事業計画書の内容が、学校給食の安全提供、災害時の炊き出しに対応できる内容であること。

（2）事業計画書の内容が、施設等の平等利用が確保できるものであること。

（3）事業計画書の内容が、施設等の効用を最大限に発揮し、施設等の管理経費の縮減が図られる内容であること。

（4）申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として食の創造館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。
（候補者の選定の特例）

第7条 市長は、第5条に規定する申請者がなかった場合においては、施設等の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により指定管理者を選定するときは、市長は当該法人等と協議し、書類等の提出を求め、この条例に照らし総合的に判断を行うも

のとする。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、食の創造館の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 候補者は、議会の議決を経た後に市長から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長と指定管理者は、管理業務に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 利用に係る料金に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告書に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(7) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、食の創造館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき又はその他指定管理者の責に帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間)

第16条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第17条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月の第3日曜日

規則第3条

(開館時間)

第3条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

規則第4条

(休館日)

第4条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 毎月の第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の範囲)

第18条 調理実習室及び会議室(以下「調理実習室等」という。)を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 食育の推進に関する講習会、研究会その他各種集会

(2) 地場産業(食品関係に限る。)に関する研究、試作品の作成等

(3) 給食に関する研究、試食等

(4) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

(利用の申請等)

第19条 調理実習室等を利用しようとする者は、規則で定める期間内に指定管理者申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは利用を承認するものとする。この場合において、食の創造館の管理上必要があると認めるときは、当該利用の承認に条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第20条 指定管理者は、第18条の規定にかかわらず、調理実習室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を行わないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として使用するとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

規則第5条

(使用の範囲)

第5条 条例第3条第1項の調理実習室及び会議室(以下「調理実習室等」という。)を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 食育の推進に関する講習会、研究会その他各種集会

(2) 地場産業(食品関係に限る。)に関する研究、試作品の作成等

(3) 給食に関する研究、試食等

(4) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

規則第6条

(使用の承認)

第6条 調理実習室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、食の創造館の管理上必要と認めるときは、前項前段の規定による承認(以下「使用の承認」という。)に条件を付すことができる。

規則第7条

(使用の不承認)

第7条 市長は、第5条の規定にかかわらず、調理実習室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を行わないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として使用するとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) その他使用させることが適当でないと市長が認めるとき。

(3) その他使用させることが適当でないとき市長が認めるとき。

2 前項に規定する利用の承認の取り消し等により調理実習室等の利用の承認を受け

た者（以下「利用者」という。）に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用の変更等)

第21条 利用者は、承認を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、指定管理者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、又は制限することができる。

(1) 利用者が、条例又は規則等に違反したとき。

(2) 利用者が第20条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認めるとき。

2 前項に規定する利用の承認の取り消し等により利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用料金等)

第24条 別表第1に掲げる調理実習室等及び別表第2に掲げる調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金は、同表に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

規則第8条

(承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、利用を中止させ、又は当該使用の承認の内容の変更を命ずることができる。

(1) 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 使用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他使用の承認を取り消し、利用を中止させ、又は当該使用の承認の内容を変更することが必要であるとき。

規則第12条

(譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用料等)

第3条 市長は、食の創造館の調理実習室及び会議室（以下「調理実習室等」という。）を一般の利用に供する。

2 調理実習室等の使用料は、1時間当たり1,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

規則第9条

(使用料)

第9条 条例第3条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の納付等)

第25条 利用者は、調理実習室等を利用する前までに、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金については、利用日の利用状況に応じ支払うものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、別に納期限を指定することができる。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第27条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

2 市長は、条例第3条第2項に規定する調理実習室等の使用料を第6条第1項前段の規定による承認の際に徴収する。

(使用料の減免)

第4条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

規則第10条

(使用料の減免)

第10条 条例第4条に規定する使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 市が主催する行事等のために使用する場合 使用料の10分の10に相当する額を免除する。

(2) 市内の公共的団体が食育の推進を図る目的で使用する場合 使用料の10分の10に相当する額を免除する。

(3) その他市長が特に必要があると認める場合 使用料の10分の5に相当する額を減額する。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、海老名市食の創造館使用料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を還付することができる。

規則第11条

(原状回復の義務)

第28条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により指定を取消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、調理実習室等の利用を終了し、又は利用を中止した場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第29条 指定管理者及び利用者が、食の創造館の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第30条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、食の創造館の管理上知り得た秘密を他人に

(使用料の還付)

第11条 条例第5条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 災害等の事由により調理実習室等を使用することができないと認められるとき。
- (2) 公益上その他やむを得ない事由により使用の承認を取り消し、又は中止をさせたとき。
- (3) 使用者から、正当な理由により使用を取りやめる旨の届出があったとき。

規則第13条(原状回復義務)

第13条 使用者は、調理実習室等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

規則第14条(損害賠償)

第14条 使用者は、食の創造館の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第31条 第4条及び第19条から第27条まで、第28条第2項、第29条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が食の創造館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文及び別表中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第24条第1項中「の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額とし」とあるのは「とし」と、「規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、第29条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行日前においても、第5条から第11条までの規定の例により行うことができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、食の創造館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第24条関係）

室名	1時間当たりの利用料金
調理実習室	500円
会議室	200円

別表第2（第24条関係）

設備等	1時間当たりの利用料金
冷暖房空調設備	100円

規則

別表（第9条関係）

室名	1時間当たりの使用料金
調理実習室	500円
会議室	200円

議案第23号

平成26年度(平成25年度対象)教育委員会の点検・評価報告書
について

別紙のとおり、平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書について、議決を求める。

平成26年7月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・評価報告書を決定したいため

平成 26 年度（平成 25 年度対象）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 26 年 8 月
海老名市教育委員会

目 次

■ はじめに	1
1 趣 旨	
2 点検・評価の対象	
3 点検・評価の方法	
■ 点検・評価結果	
1 ひびきあう教育の推進	5
2 教育環境の充実	7
3 教育支援体制の充実	11
4 子どもの居場所づくり	14
5 青少年の健全育成	17
6 学校施設の整備・充実	19
7 図書事業の充実	22
8 文化財の保護と活用	24
■ 資料等	
1 教育委員の活動状況	28
2 海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧	37
3 関係法令等	39

はじめに

1 趣旨

海老名市教育委員会では21世紀の教育理念を『ひびきあう教育』とし、子どもたちに必要な力「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。ひびきあう教育の理念のもとに目指す21世紀の子ども像を、「自分を誇れる子」「感性と知性をみがく子」「共感できる心を持った子」「わがまち海老名を語れる子」とし、具体的な施策・事業を市の総合計画（実施計画）に位置付けて取り組んでおります。また、平成26年3月には、ひびきあう教育の理念を実現するための具体的方策として「えびなっ子しあわせプラン」を策定し、平成26年度からの3か年計画として取り組むこととしました。

海老名市では実施計画に位置付けられた全ての施策・事業を対象として、透明性や客観性を確保するための外部評価を含めた行政評価（事務事業評価）を行い、効果的・効率的な行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、この内容をホームページ等でお知らせしてまいりました。

こうした中、平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされました。

このことから、海老名市教育委員会では既に実施している行政評価（事務事業評価）をベースに、法改正の趣旨に則り教育委員会自らが、教育行政の取り組みに対する自己点検・評価を行い、報告書としてまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、平成26年度の海老名市第四次総合計画実施計画に位置付けた施策・事業で、平成25年度に教育委員会で実施した海老名市第四次総合計画前期基本計画の実施計画に位置付けて実施した平成25年度の施策・事業のうち、海老名市の21世紀の教育理念である「ひびきあう教育」の推進のために取り組んだ主な事業を対象として実施しました。

（巻末「海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画事業一覧」参照）

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価にあたっては、対象とした施策ごとの主な事業について、その目的、平成25年度の実績内容等を示し、その結果を踏まえて、所管課としての評価及び課題・今後の方向性を記載しました。
- (2) 点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々等のご意見をお聞きする機会を設け、様々なご意見、ご助言をいただきました。

(3) 上記を踏まえて、対象とした施策又は主な事業について、教育委員会としての評価を記載しました。

ご意見等をいただいた方々は、海老名市の教育理念である「ひびきあう教育」の推進にあたり、教育関係者、市民等の各界各層から広く意見を聴き、教育行政に反映させるために設置した「海老名市ひびきあう教育懇話会」委員の皆様です。

ご意見等をいただいた「海老名市ひびきあう教育懇話会」委員の皆様

(五十音順、敬称略)

委員	備考
秋島 優子	学識経験者（元海老名市立柏ヶ谷中学校長）
安彦 正一	学識経験者（日本大学 非常勤講師）
石井 伸幸	市民委員（公募）
牛村 忠雄	学識経験者（元海老名市教育長）
小笠原 大三	団体推薦（海老名市PTA連絡協議会）

点検・評価

点検・評価の対象施策・事業

1 ひびきあう教育の推進	
(1) ひびきあう教育の実践・研究	5
2 教育環境の充実	
(1) 効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	7
(2) コンピュータ利用教育の充実	8
(3) 外国語教育の推進	9
(4) 部活動の充実	9
3 教育支援体制の充実	
(1) 特別支援教育の充実	11
(2) 学校相談員等の派遣	12
(3) いじめのない学校づくり	13
4 子どもの居場所づくり	
(1) えびなっ子サマースクール事業	14
(2) 海老名あそびっ子クラブ事業	15
(3) 児童健全育成対策事業	15
5 青少年の健全育成	
(1) 青少年相談体制の充実	17
6 学校施設の整備・充実	
(1) 小学校施設の整備	19
(2) 中学校施設の整備	20
(3) きれいで居心地のよい学校づくり	20
7 図書事業の充実	
(1) 図書館運営業務	22
8 文化財の保護と活用	
(1) 文化財の活用	24

1 ひびきあう教育の推進

《施策の概要》

本市の教育理念ひびきあう教育の実現に向け、基本的な生活習慣等の定着等を柱とした取組みを推進します。学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、知・徳・体のバランスの取れた健やかな子どもたちを育成することを目指します。

《施策の方向》

ひびきあう教育の実践・研究

⇒ 校内研究を核とする中で教師の実践力向上を目指し、地域との関わり合いの中で、地域の特性や校風に応じた教育活動や行事等を実践します。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	ひびきあう教育の実践・研究
所管課名	教育指導課
目的	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」により、子どもたちが生涯にわたってしあわせに生きていくための「確かな学力」や「よりよい集団力」、「健康・安全力」を身に付けさせます。
平成 25 年度の実績	市内全校で実践し、3校で研究成果発表会を開催 ◎発表校 ・柏ヶ谷小学校（道徳）・東柏ヶ谷小学校（体育）・海老名中学校（各教科） 小学校においては、各教科における「基礎的・基本的な知識、技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」、「言語活動等の充実」に重点をおいた授業づくりを展開するよう努めた。1校で国語、9校で算数、2校で体育、1校で道徳の授業研究が行われた。 中学校では、学習指導要領の改訂に伴い、教科指導研究と生徒指導・支援を関連付けた研究が行われた。
平成 24 年度との比較等	これまでの研究成果を基に、継続して行われている実践・研究であり、子どもと大人・地域の人々との関わりを重視した活動を各校で展開した。
課題又は今後の方向性	ひびきあう教育の各校の実践研究は、研究する教科やテーマが各校ごとに異なり、それぞれが工夫して行っている。各校における実践研究は、海老名市のひびきあう教育推進の核となる事業であり、今後も継続していきたい。また、その成果を発表することも、市内全体の研究の質を向上するためにも必要な事業であるとする。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年に策定され、海老名市の教育理念として掲げてきた「ひびきあう教育」は、実践から推進していく段階となり定着してきたと言える。今後は、反省・見直し等を繰り返し、常にレベルアップを目指すとともに、教育理念がマンネリ化しないよう、常に教育現場へ新鮮にフィードバックできるよう検討していく必要がある。 ・教職員が、「授業研究」、「教材研究」に力を注げるよう、教育委員会との連携や保護者・市民の協力・理解を得ることが重要である。
----------------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあう教育の理念を具体化するための施策として「学び合い・思いやり・元気なえびなっ子プラン」を策定し平成22年度より取り組んできました。ひびきあう教育の研究は、市内全校で実施され、基本的な生活習慣の定着や体力・運動能力の向上については、「朝食摂取の割合が増加した」、「研究実践校において体力テストの結果が前年度に比べて向上した」など、一定の成果が見られました。さらに、このプランを平成29年度まで継続していくとともに、新たに「えびなっ子しあわせプラン」を策定し、「教育指導の充実」として、①生涯にわたって学習を継続する意欲と基礎的な学力、②集団の一員として人間関係を構築し集団の中で自分を生かせる力、③自分の健康安全に留意して生活する力、の育成を図る必要があります。 <p>「えびなっ子しあわせプラン」では、「学びの場として最適な新しい学校づくり」として、①学校（校長）の裁量権の拡大、②学校・家庭・地域が共につくる「おらが学校」への取組みを推進していくことが重要であると考えます。</p>
-----------------------------	---



2 教育環境の充実

《施策の概要》

児童・生徒の教育活動の充実、学校生活において健全な生活を営むことのできるよう多様な教育の展開を図ります。

《施策の方向》

効果的な教職員配置の推進

⇒ 35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かい指導を行います。

コンピュータ利用教育の充実

⇒ 教育の情報化を推進するため、コンピュータや電子黒板などのICT（情報通信）機器などを学校に配備し、質の高い教育を支える環境を整備します。

外国語教育の推進

⇒ 英語を母国語とする英語指導講師を市内各小・中学校に派遣することで、国際化時代における英語教育の充実と英語担当教員の資質向上、国際理解の進行を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）
所管課名	学校教育課
目的	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かい指導を行います。
平成25年度の実績	<p>① 県費負担教職員の不足を補い、市費による非常勤職員を6名（小3名、中3名）配置</p> <p>② 小学校9校9学級、中学校3校3学級の35人学級を実施</p> <p>35人学級の実施について、小学校では、4年生児童生徒数の変動により実施基準を上回る学級数が増え、市費による教職員を増加し、適正に配置した。特に、中学校においては、「中1ギャップ」への対策としても有効であり、不登校の減少にもつながった。</p>
平成24年度との比較等	<p>24年度は、小学校9校9学級、中学校2校2学級の35人学級を実施した。県費負担教職員の不足を補い、市費負担非常勤職員を5名（小3名、中2名）配置した。</p> <p>児童生徒数の増減により実施数は変動するが、学校運営の状況を鑑み、柔軟かつ適正な35人学級の実施を図り、指導体制の確保充実により円滑な学校運営及び学習指導を図った。</p>

課題又は今後の方向性	<p>少人数学級の実施については、各校の学校運営の現状を配慮し、学校長と配置する効果を協議しながら決定していくこととする。</p> <p>今後も基準に照らしつつ学校現場の状況を考慮し、柔軟な対応により指導体制の確保充実を図りたい。</p>
------------	---

◎当該施策における主な事業【2】

事業名	コンピュータ利用教育の充実
所管課名	教育指導課
目的	<p>高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。</p>
平成 25 年度の実績	<p>① 校内LAN整備校数 19校</p> <p>② 普通教室・パソコン教室の教育用パソコン 1,446台</p> <p>これまでに整備を進めてきた、すべての教室からインターネットに接続できる校内LANやコンピュータ教室において、児童・生徒が1人に1台使える環境などを継続して維持するとともに、機器の追加配備を行ったことで、子どもたちの情報活用能力の育成や教科指導におけるICT活用への支援をすることができた。</p> <p>電子黒板機能内蔵プロジェクターを配備し、小学校では壁固定した。(小学校76台、中学校35台)</p>
平成 24 年度との比較等	<p>校内LANの整備校数やパソコン教室のPC台数は変化がない。</p> <p>校務用のパソコンを追加配備した。(各校2台程度)</p> <p>普通教室で使用できる学習用パソコンを追加配備した。(各小学校：2台)</p> <p>電子黒板機能内蔵プロジェクターを配備し、小学校では第5・6学年の普通教室壁に固定した。(小学校76台、中学校35台)</p>
課題又は今後の方向性	<p>導入された機器の有効活用を図るため、ICTを活用したわかりやすい授業方法や児童・生徒の興味関心に応じた教育用コンテンツの活用などを目的とした研修講座を開催するとともに、ICT活用調査研究委員会を設置し、校務支援システムの導入に向けても研究を進めていく。また、校務の情報化の充実を図るため、臨時的任用職員等の1人1台パソコンのための環境整備をさらに進めていきたい。</p>



◎当該施策における主な事業【3】

事業名	外国語教育の推進
所管課名	教育指導課
目的	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。
平成 25 年度の実績	9名のE L Tを配置 (配置延べ日数 1682 日) 平成 26～28 年度の業務委託業者をプロポーザルにより選定
平成 24 年度との比較等	E L Tの積極的な活用を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成した。 外国語教育推進に必要となるE L Tは前年度と同様に確保されており、計画通りに事業が推進された。
課題又は今後の方向性	現状の事業規模を継続し、小学校外国語活動の導入時から、効果的な教育活動を行っていききたい。 また、中学校では小学校からのつながりを踏まえ、より効果的な指導の手法を探っていききたい。

* E L T …… 英語を母国語とする外国人指導講師

◎当該施策における主な事業【4】

事業名	部活動の充実
所管課名	教育指導課
目的	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。
平成 25 年度の実績	市内 6 校で、顧問の充足状況を把握し、専門的な知識や技能を持つ地域指導者 49 名を延べ 3742 回派遣したことにより、生徒の意欲や技能の向上が図られるとともに、顧問教諭の専門的知識が深まった。 吹奏楽部が東関東大会出場、バドミントン部が関東大会出場を果たした。 また、市外で開催される各大会に参加する選手の保護者への派遣費用の補助を行った。
平成 24 年度との比較等	平成 24 年度と同様に地域指導者の派遣や費用の補助等の支援事業を行い、部活動の充実を図ることができた。
課題又は今後の方向性	中学校における部活動は、教育活動の一環として重要な役割を持っており、その環境を整備し充実を図ることは重要である。今後も事業を継続し、指導者の必要数確保と意識の向上に努め、生徒の健全育成・技能向上等を図りたい。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級・少人数指導は、学校教育の推進にとって効果的かつ必要な手法である。市費による非常勤教職員6人の配置は、学校現場にとってありがたい体制であり、評価できる。県費負担には限りがあるので、今後とも、継続的に推進し、より一層の充実を図ることが重要である。 ・コンピュータは、単に使い方を覚えるだけでなく、ツールとして活用してこそ、教職員、児童・生徒にとって意味があり、成果も出ると感じる。 ・ICT化の現状と高度な進展を考えると、教育分野における一層の活用が重要になってくる。一方、活用にあたっては、専門的な知識と経験が必要であり、教職員の負担が大きくなることが懸念される。今後は、各学校への教職員への具体的な支援体制も含め検討・実施していくことが重要である。 ・外国語教育は、コミュニケーション力を高める教育でもあるので、子どもたちが外国語を使わざるを得ない環境を作るなど、専門機関との連携が必要である。また、次世代へ向けた総合的な取り組みの検討も必要である。 ・集団力を養うなど、部活動を通じての人間教育は重要であり、中学校の教育活動の大きな柱のひとつである。部活動に生き生きと取り組める環境づくりを継続していくとともに、行き過ぎた指導がないよう生徒・保護者と指導者との連携を密にするなどの体制づくりが必要である。 ・部活動のために教職員は、多忙を極めている。地域の人材を活用するなど教職員の負担軽減を図ることは重要である。
----------------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な教職員配置の推進については、小学校2学年においても35人以下学級が完全実施されています。また、中学校においては、1学年を中心に35人以下学級を実施し、「中1ギャップ」への対策として効果をあげており、少人数指導やTTを行うことできめ細かな指導体制を確保できたことは評価できると考えます。 ・コンピュータの利用については、若い教員を中心に積極的に展開している現状があります。今後も、分かりやすい授業の実現に向けて、積極的にICT機器やデジタル教材の導入とともに教職員の支援を推進していくことが重要であると考えます。 ・外国語教育については、ELTを活用した指導が定着しており、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上、生徒の英語学習への意欲の向上につながっています。今後も、この取り組みを継続していくことが大切であると考えます。 ・平成25年度も東関東大会、関東大会へ出場する部があり、各校で充実した活動が行われています。中学校での部活動の意義は大きいととらえ、地域指導者の活用や部活動振興のための支援を引き続き行っていくことが必要であると考えます。
-----------------------------	---

3 教育支援体制の充実

《施策の概要》

市内の小中学校に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、学校生活への円滑な適応を図ります。

《施策の方向》

特別支援教育の充実

⇒ 個に応じた支援や保護者負担の軽減を図り、学校教育の円滑な運営を図ります。

相談体制の充実

⇒ 学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	特別支援教育の充実
所管課名	教育指導課
目的	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。
平成 25 年度の実績	① 市立学校全校への派遣（補助指導員 19 名） ② 介助員の配置（31 名） ③ 看護介助員の配置（3 名） ④ 特別支援学級合同遠足バス代の公費負担 ⑤ 特別支援教育充実のための研修会等（6 回、延べ 348 名） 特別支援教育の一層の充実を図るとともに学校における教育活動を支援した。直接的な支援としては、補助指導員 19 名が支援の必要な児童生徒 417 名に学習支援を行い、介助員 31 名が障がいのある児童生徒 57 名に介助を行い、看護介助員 3 名が医療行為の必要な児童 3 名に支援を行った。
平成 24 年度との比較等	特に就学相談に力を入れた。面談や児童生徒の観察に重点をおき保護者の意を汲む就学相談ができた。
課題又は今後の方向性	通常学級における支援の必要な児童生徒は、平成 24 年度は 390 名で平成 25 年度は 417 名、また、介助の必要な児童生徒は、平成 24 年度は 49 名で平成 25 年度は 57 名とともに増加している。そのため今後も補助指導員等の増員は必要である。 外国人児童・生徒が年々増加しているような状況から、学校に適応し、安心して生活できるように、日本語指導講師派遣の時間数を増加するなど、支援の充実を検討していきたい。

	<p>また、教職員への研修を充実させることで特別支援教育の推進をはかる必要性がある。</p> <p>学校との連携を密にし、適正な人材派遣や教育環境の整備が行われるよう努める。</p>
--	---

◎当該施策における主な事業【2】

事業名	学校相談員等の派遣
所管課名	教育指導課
目的	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。
平成 25 年度の実績	<p>①心の教室相談員（各中学校に 5 名体制、33 週（1 回 4 時間）派遣）</p> <p>②学校訪問相談員（各小学校に 12 名体制、32 週（1 回 6 時間）派遣）</p> <p>③スクールソーシャルワーカー（市で 1 名、40 週（1 回 7 時間））</p> <p>学校内において集団や学習にうまく適応できない児童生徒に対し、アセスメントを的確に行うことは、不登校や問題行動の未然防止に必要である。</p> <p>教職員や保護者に対する相談支援を計画通り実施した。</p>
平成 24 年度との比較等	<p>心の教室では心理を学んだ大学生等により、教室に入れない生徒に対し、学習支援や相談相手となり、教室に復帰するなどの効果があった。</p> <p>学校訪問相談員は、授業観察による児童のアセスメントにより、児童理解に基づいた適切な校内支援が行われ、問題行動の未然防止に役立っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、家庭に課題のあるケースに対応し、問題を抱える児童生徒への支援に効果的であった。</p>
課題又は今後の方向性	<p>アセスメントで得られた情報を教職員や保護者と共有し、適切な支援を行うことが不登校や問題行動の未然防止に不可欠であり、本事業の拡充が必要であると考えられる。また、保護者に対する相談支援の充実にも貢献している。</p> <p>小学校における不登校の未然防止のために、小学校で心理的な要因で教室に入れない児童に支援を行っていきたい。</p>

*アセスメント（assessment）

…… 一般には査定・評価という意味。教育相談や教育心理学・発達心理学の分野では次のような意味で使われている。

『児童・生徒の心身の状況や発達の特徴、また背景にある生育歴や家族状況などの情報を行動観察、心理テスト、聞き取り等によって収集し、得られた情報に分析を加えた上で把握すること。』

◎当該施策における主な事業【3】

事業名	いじめのない学校づくり
所管課名	学校教育課
目的	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。
平成 25 年度の 実績	<p>中学校でのいじめ問題を含めた生徒指導については、未然防止、早期発見、迅速な対応がきわめて必要であり、管理職を含めたより多くの教職員が、生徒同士の小さなトラブルに対しても、しっかりとその状況を把握、適切に対応することが「いじめ問題」の防止策につながっていきます。</p> <p>「いじめ問題」に対する指導体制強化のため、市内 6 中学校に「いじめ対策支援非常勤講師」を 1 人ずつ配置した。非常勤講師の配置により各校の生徒指導チームの機動性と柔軟性が確保できたことにより、「いじめ問題」等の課題への早期解決が図られた。</p> <p>学校現場における「いじめ問題」等を含めた課題解決への新たな支援策として、弁護士の法律相談業務を実施した。「いじめ問題」等での当事者双方に対して弁護士からの客観的な助言をもとに適切な対応が図られ、早期解決、児童・生徒が安心して過ごせる学習環境が保たれた。また、弁護士による教職員等を対象とした教育関連の判例事例を踏まえた研修会を実施した。</p> <p>弁護士相談件数 3 件、研修会 2 回実施。</p>
課題又は今後の 方向性	「いじめ対策支援非常勤講師」の配置により、各校の指導チームの機動性と柔軟性が確保できるこの事業は、学校現場において最重要であることから今後も継続して行きたい。

施策又は主な 事業に対する 意見（知見）等	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市の教育支援体制は充実しており、各種相談による児童・生徒や保護者への支援及び弁護士による相談体制による教職員への支援など、安心して相談できる体制は評価できる。 ・いじめを未然に防止するには、「早期発見」、「迅速対応」が不可欠であり、そのためには、教育現場における、情報の収集・共有や現状認識が重要であると感じる。
-----------------------------	---

施策又は主な 事業に対する 教育委員会の 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育については、補助指導員の全校への派遣や介助員・看護介助員の配置など充実した体制となっています。今後も、教職員への研修の充実など、より一層特別支援教育の推進を図っていくことが重要であると考えます。 ・教育支援体制をさらに充実させるため、より一層学校との連携を深め、不登校や支援を必要とする児童・生徒に係る現状を分析するなど、安心して相談できる体制を構築していくことが重要であると考えます。 ・いじめのない学校づくりについては、中学校での生徒指導において未然防止、早期発見、迅速な対応が問題解決の早道となります。非常勤講師を配置することにより、教職員の負担軽減やスピーディーな対応と早期解決を図ることができたと考えます。また、弁護士相談による教職員への支援など、安心して相談できる体制づくりは評価できると考えます。
----------------------------------	--

4 子どもの居場所づくり

《施策の概要》

放課後や休日等における児童の居場所づくりのため、各種事業の充実を図ります。

《施策の方向》

えびなっ子サマースクール

⇒ 夏季休業中の一定期間において、学校施設を開放し、児童生徒に様々な体験活動や学びの場を提供するサマースクールを実施します。

海老名あそびっ子クラブ

⇒ 放課後児童に対し、遊び・交流の場を提供することにより、健全な育成を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	えびなっ子サマースクール事業
所管課名	教育指導課
目的	児童の夏季休業中の居場所づくりとして、学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。
平成 25 年度の実績	サマースクールを市内全小学校 13 校で実施した。 参加者数：小学校延べ 13,636 名（前期 13,019 名、後期 617 名）。 年々参加者は増えてきており、体験活動が多様化し増えていることが充実につながっている。また、保護者ボランティアも延べ 835 人と協力的で積極的な姿勢が感じられた。平成 25 年度より全実行委員会がプログラムの自主編成を実施した。実行委員会スタッフ、保護者、ボランティア、教職員、地域の方々の協働により各実行委員会の自主的な活動を推し進め実施することができた。
平成 24 年度との比較等	地域・市民団体の参加により子ども達を地域で見守り共に育てるという従来の取組をより強化具体化し、充実した地域と学校の連携強化が図られ、多くの参加を得られた。プログラムの編成に際し全実行委員会が初めて自主的に取り組んだ。その結果、実行委員会が独自で協力者に依頼したものが増加した。サマースクール事業全体が多様化した。地域・家庭・学校の協働による事業であるという意識が高まった。
課題又は今後の方向性	学年の枠を越えた子ども達の異年齢での交流や、地域の大人との交流の場を提供しつつ、事業の企画運営も実行委員会それぞれの役割が果せるような体制を構築していきたい。大規模校と小規模校では、参加児童が大幅に異なるため、スタッフの人数、経費等一律でなく弾力的に運用できるようにする。

◎当該施策における主な事業【2】

事業名	海老名あそびっ子クラブ事業
所管課名	教育指導課
目的	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。
平成 25 年度の実績	<p>市内小学校 13 校全校において開設。</p> <p>開設が難しい場合を除き、極力開設する方向で日程調整をした結果、参加者延べ 66,718 人（日平均 33.3 名）、開設日数 2,006 日（月平均 14.0 日）の利用となった。</p> <p>放課後児童の居場所作りの一環として、安全監視員の確保も図れていることから事業の充実を図ることができた。</p> <p>なお、参加実人数は市内児童数 7,462 名に対し、5,296 名（約 71%）の児童があそびっ子クラブに参加した。</p> <p>※4月～3月までの調べ</p>
平成 24 年度との比較等	<p>開設日数は、26 日減少したが、延べ参加者数では 4,868 名増加した。</p> <p>また、前年度より開催日数の減少は、台風や大雪等により中止になったことが原因である。</p> <p>参加者数の増加は、スポーツ指導員が 6 月から各学校を回りスポーツ指導を実施したことと 1 年生の参加が多かったことによるものである。</p>
課題又は今後の方向性	スポーツ・工作・図書指導等のイベントの更なる充実を図っていきたい。

◎当該施策における主な事業【3】

事業名	児童健全育成対策事業
所管課名	教育指導課
目的	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体や子ども会に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。
平成 25 年度の実績	<p>民設民営で運営されている 22 団体の学童保育クラブ団体に事業補助金を交付することで、円滑な学童保育事業の運営を支援することで、放課後児童の健全育成を図りました。市学童保育連絡協議会と情報交換を行いながら連携が図られた。</p> <p>単位子ども会に必要な活動や事業を円滑に運営できるように補助を行ったことにより、活動を活性化することができた。</p>
平成 24 年度との比較等	平成 24 年度と同様に事業補助を行い、円滑な学童保育事業の運営を支援することで充実を図ることができた。
課題又は今後の方向性	子ども・子育て支援法の施行を受け、学童保育の設備と運営に関して条例化することになる。今後、市学童保育連絡協議会と情報交換を図りながら連携をとり調整していきたい。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えびなっ子サマースクール事業は、これまでの積極的な取り組みにより、一定の成果を上げていると考えられるが、反面、保護者や地域の協力体制など学校によりバラつきが見られたり、事業の拡大を懸念する意見もあるので、今後の方向性や次世代へのバトンタッチなどを考慮し、検証・再編を検討していく必要がある。 ・あそびっ子クラブや学童保育など子育て支援の必要性は、今後さらに高まっていくと思われる。学校・教育委員会のみならず、保護者や地域、関係機関などと協議・連携していくことが必要である。
----------------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えびなっ子サマースクール事業は、学校・家庭・地域が一体となり実施できている事業であり、地域コミュニティ形成の手段の一つとして重要であると考えます。将来的には、学校を中心とした地域の方々による学校支援組織の立ち上げにより、事業を移行していくことが望ましいと考えます。 ・あそびっ子クラブについては、放課後の安全な居場所として定着が図られてきています。今後も安定した開設を目指すとともに、より一層の工夫をしていくことが重要であると考えます。 ・学童保育については、共働き家庭の増加等に伴い放課後の居場所としてそのニーズは年々増えて来ている状況にあります。学童保育の支援については、引き続き団体との協議・連携を行っていくことが大切であると考えます。
-----------------------------	--

5 青少年の健全育成

《施策の概要》

青少年に関する悩みごとや相談にきめ細かく対応するために、相談機能を充実させます。

また、未来を担う元気な「えびなっ子」を育成するため、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

《施策の方向》

青少年相談体制の充実

⇒ 相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	青少年相談体制の充実
所管課名	教育指導課
目的	青少年に関する悩みごとや、相談にきめ細かく対応するために、相談機能を充実させます。また、個別の教育的支援を必要とする児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。
平成 25 年度の実績	臨床心理士などの心理の専門家を相談員として配置し、電話相談・来所相談・心理判定などを行った。 電話相談活動（相談員 6 名） 来所相談活動（相談員 6 名） 心理判定（相談員 1 名） 全相談件数 3,394 件であり、「不登校」の相談件数が全体の 52%、「子どもの発達に関する相談」が 36%で、不登校に関する相談が多くを占めた。
平成 24 年度との比較等	平成 24 年度の全相談件数は 3,245 件で、平成 25 年度の相談件数は平成 24 年度に比べ増加している。また、相談内容の複雑、重篤なケースが増え、関係機関や学校等と連携することが多くなってきている。そのため、面接を開始すると終結まで時間がかかるケースが多くなってきている。
課題又は今後の方向性	来所相談では、年々相談が複雑化しており、学校や関係機関との連携が必要なケースが増大しているため、面接時間外に関係機関や学校等と連携することが多くなってきている。 悩みごとや相談にきめ細かく対応するためには、平日だけではなく土曜日に相談できるなど、相談機能を充実させ、市民ニーズに対応できるよう努めていく。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校については、本人のみならず、保護者や家族にとっても深刻な悩みである。本人の相談だけでなく、保護者や家族に対しての相談体制の充実を図る必要がある。 ・増加あるいは複雑化する青少年の相談に対する対応は、関係機関や地域との連携・協力が不可欠である。地域の人材や地域のコミュニティセンター等の施設を活用するなどの検討が必要である。
----------------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や家族に対する相談体制の充実を図るため、これまで平日のみの相談を土曜日に相談できるなど、相談日の増加などにより相談機能を充実させ、市民ニーズに対応できるように進めていくことが大切であると考えます。 ・複雑化する青少年の相談の問題を効果的に解決するために、より一層、子育て支援課や児童相談所などの関係機関や民生委員児童委員などの地域の人材との連携を深めていくことが重要であると考えます。
-----------------------------	---

6 学校施設の整備・充実

《施策の概要》

安全性の確保、快適な学校環境の整備に向け、校舎などの大規模改修やバリアフリー化などを順次推進します。

《施策の方向》

学校設備の整備・充実

⇒ 校舎の改修をすることで、安全で安心して快適な学習環境の整備を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	小学校施設の整備
所管課名	教育総務課
目的	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。
平成 25 年度の実績	施設の老朽化に伴い、校舎外装改修工事（門沢橋小学校）、消火栓ポンプ改修工事（大谷小学校、有鹿小学校）を行った。また、社家小学校図工室を普通教室へ転用する工事や海老名小学校防火扉改修工事及び体育館誘導灯交換工事等の各種設備及び施設の改修や復旧を実施した。 理科・算数教材用備品として教授用そろばん、デジタルはかり等を購入し、学習環境の充実を図った。
平成 24 年度との比較等	各種設備及び施設の改修や復旧を実施し、学習環境の整備・改善を図り、教育環境の充実を行った。
課題又は今後の方向性	今後は、校舎・体育館等の長期的な改修計画を策定し、改修工事をより計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ると共に、学習環境の整備・改善を図る。 また、備品についても老朽化が進んでいるため、計画的に更新を実施し、学習環境の改善を図る。

◎当該施策における主な事業【2】

事業名	中学校施設の整備
所管課名	教育総務課
目的	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。
平成 25 年度の実績	施設の老朽化に伴い、校舎外装改修工事（大谷中学校）、消火ポンプ改修工事（大谷中学校）を行った。また、空調機補修工事（有馬中学校、柏ヶ谷中学校）やフェンス改修工事（大谷中学校）等の各種設備及び施設の改修や復旧を実施した。 目の構造模型、立体求積説明器等の理科・数学教材用備品を購入し、充実を図った。
平成 24 年度との比較等	各種設備及び施設の改修や復旧を実施し、学習環境の整備・改善を図り、教育環境の充実を行った。
課題又は今後の方向性	今後は、校舎・体育館等の改修計画を策定し、改修工事をより計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ると共に、学習環境の整備・改善を図る。 また、備品についても老朽化が進んでいるため、計画的に更新を実施し、学習環境の改善を図る。

◎当該施策における主な事業【3】

事業名	きれいで居心地のよい学校づくり
所管課名	教育総務課
目的	児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えます。
平成 25 年度の実績	学校施設の環境改善を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、校舎トイレへ温水洗浄便座を設置した。なお、設置にあたっては、各学校及び児童・生徒へのアンケート結果を十分踏まえたものとした。 また、細かい埃が取れ、アレルギー対策にも効果的であることから「サイクロンタイプ掃除機」、「ハンディタイプ掃除機」、「業務用掃除機」を配置した。 温水洗浄便座 225台、サイクロン掃除機等 108台
平成 24 年度との比較等	施設の改修等を行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう教育環境の充実を図った。
課題又は今後の方向性	施設の改修及び備品等の更新を計画的に行い、教育施設の充実を図る。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の施設については、校舎改修工事や空調補修工事など、適正な時期に着実に実施されていることは評価できる。 ・温水洗浄便座や掃除機の設置など、「きれいで居心地のよい学校づくり」は着実に進展していると感じる。
----------------------------	--

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の声や保守点検の結果などから施設改修を計画的に実施し、学習環境の改善を図ることができたことは評価できると考えます。 ・国庫補助事業の活用をし、財源の確保に努め、理科・算数・数学備品の購入を積極的に行うことができたことは評価できると考えます。 ・施設の大規模改修工事については、公共施設白書や再整備・再配置計画を考慮しながら検討していく必要があると考えます。 ・他市に先駆けて導入した温水洗浄便座や掃除機の全校設置など「きれいで居心地のよい学校づくり」は一定の成果を上げています。今後も学校現場の声を聴きながら実施していく必要があると考えます。
-----------------------------	---

7 図書事業の充実

《施策の概要》

地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。

《施策の方向》

図書館運営業務

⇒ 現在の一部業務委託から指定管理による管理運営に移行し、より民間のノウハウ、アイディアを取り入れ市民サービス向上を図っていく。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	図書館運営業務
所管課名	教育指導課
目的	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。
平成 25 年度の実績	<p>企画財政課とともに海老名市における「図書館のあり方」の方向付けを行い、これを受け図書館指定管理者の公募を行った。</p> <p>指定管理者の選考にあたっては、選考委員会を設置し書類審査、プレゼンを実施し基準点をクリアした候補者を議会上程し、平成 25 年 12 月定例会において指定管理者として承認された。</p> <p>通常業務においては、業務委託 3 年間の最終年度としてソフト面の運営において適正に実施され利用者サービスが図られたと思います。</p>
平成 24 年度との比較等	<p>平成 24 年度と平成 25 年度の貸出者、貸出冊数比較</p> <p>平成 24 年度 貸出者数 181,907 人、貸出冊数 629,208 冊</p> <p>平成 25 年度 貸出者数 174,928 人、貸出冊数 603,927 冊</p> <p>貸出者数、貸出冊数とも前年度より減少したが、窓口サービスの向上が図られた。</p>
課題又は今後の方向性	<p>平成 26 年度より指定管理者による管理運営がスタートします。</p> <p>併せて、老朽化する中央図書館においてはリニューアル改修工事を予定している。リニューアル後は、既存の図書館機能に加え、付加価値機能を施設内に設け、より快適な施設空間を意識した図書館とすることで、これまで図書館に足を向けなかった方々にも利用していただきたいと考えている。</p> <p>新しい図書館は、多くの方に本に親しんでいただく場を提供し、市の情報拠点、文化教養の拠点を施設を目指していきたい。</p>

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託による窓口サービスの向上などは評価できる。 ・指定管理者による管理運営に大いに期待するとともに、一方で、本来の図書館の役割を損なわないよう検討する必要がある。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託により、窓口サービスの向上を図ることができたことは評価できると考えます。 ・指定管理者の導入メリットは、経費節減と民間のもつノウハウ・アイデアを取り入れ、市民サービスの向上に資することにあります。 <p>既存の図書館としての機能は損なわず、新たな付加機能を導入することで、魅力ある図書館とし、これまで図書館に訪れなかった方々にも来館していただけるよう利用者の拡大を図っていくことは重要であると考えます。</p> <p>また、月1回のモニタリングを行うとともに、利用者の声などにより、サービス向上の度合い（評価）を判断していくことが重要と考えます。</p>
-----------------------------	---

8 文化財の保護と活用

《施策の概要》

文化財保護意識の普及啓発を行い、市民の間に郷土意識や郷土愛の醸造を図ります。

《施策の方向》

文化財の保護と活用

⇒ 海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。

◎当該施策における主な事業【1】

事業名	文化財の活用
所管課名	教育総務課
目的	海老名市の歴史遺産・文化財を活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。
平成 25 年度の実績	(1)史跡散策・自然観察 ① 4 回の史跡散策と 1 回の自然観察を行った。 ② 史跡や文化財に対する興味・理解を深めた。 ③ 郷土の史跡や文化財への保護意識や郷土愛を育んだ。 (2)文化財講演会 ① 相模国分寺の瓦をテーマとした、文化財講演会「相模国分寺の瓦を学ぶ」を開催した。 ② 90名の参加があり、市民が文化財への興味と理解を深め、郷土意識を高めることができた。 (3)文化財体験講座 ① 矢じり作り、土器作り、勾玉づくりの体験講座を開催した。 ② 129名の参加があり、子どもたちの文化財への興味・関心を引き起こし、郷土に対する意識を高めることができた。 (4)指定文化財・史跡等案内板修理 ① 文化財案内板の交換修理や郷土かるた擬木柱盤面作成交換を行った。 ② 案内板や擬木柱を見やすく、わかりやすくし、文化財への興味・保護意識を高めた。
平成 24 年度との比較等	文化財体験講座の受講者を 104 人から 129 人に、また、史跡散策においても、112 人から 118 人に増やすことができた。
課題又は今後の方向性	一人でも多くの市民に文化財を通じて、郷土意識・郷土愛を持ってもらうことが重要であり、今後も教材費や開催場所等の課題があるが、できる限り多くの市民に体験講座や史跡散策への参加を PR する。

<p>施策又は主な事業に対する意見（知見）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海老名の貴重な文化財について、史跡の案内板の充実、集客の多い施設等へのPR誌の配置、自治会等を通じた周知など、広報、啓発活動を一層充実させる必要がある。 ・海老名の文化財の目玉である「相模国分寺跡」については、CGによる復元や市内の事業者等と提携して関連商品の販売など、より一層PRを充実させる必要がある。 ・多くの市民に「郷土意識」・「郷土愛」を持っていただくために、体験講座や公開講座、史跡散策等を数多く実施していく必要がある。
----------------------------	---

<p>施策又は主な事業に対する教育委員会の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡散策、文化財講演会、文化財体験講座等の開催により、多くの市民に海老名市の歴史や文化に親しんでいただけたことは評価できると考えます。 ・「相模国分寺跡」については、より効果的な利活用やPRを充実させる必要があると考えます。 ・文化財の活用之际、企画・運営にボランティアや市民団体等のさらなる参加・協力を求めることも必要であると思われる。 ・市民にPRし、見てもらって触れてもらってこそ文化財なので、企画展や体験講座等を積極的に開催する必要があると考えます。 ・郷土えびなへの郷土意識・郷土愛を育み、住み続けたい街として愛着をもつていただくために、積極的に文化財の利活用を図る必要があると考えます。
-----------------------------	--

資料等

1 教育委員の活動状況

(1) 教育委員会委員

平成25年8月9日まで

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	海野 恵子	平成20年10月1日	平成22年10月1日 ～平成26年9月30日	
委員長 職務代理者	平井 照江	平成24年12月14日	平成24年12月14日 ～平成28年12月13日	
委員	田中 裕子	平成17年12月13日	平成21年12月13日 ～平成25年12月12日	公募
委員	松樹 俊弘	平成20年2月1日	平成24年2月1日 ～平成28年1月31日	
教育長	瀬戸 清規	平成24年12月22日	平成24年12月22日 ～平成25年8月9日	

平成25年8月10日から10月16日まで

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	海野 恵子	平成20年10月1日	平成22年10月1日 ～平成26年9月30日	
委員長 職務代理者	平井 照江	平成24年12月14日	平成24年12月14日 ～平成28年12月13日	
委員	田中 裕子	平成17年12月13日	平成21年12月13日 ～平成25年12月12日	公募
委員	松樹 俊弘	平成20年2月1日	平成24年2月1日 ～平成28年1月31日	

平成25年10月17日から12月12日まで

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	海野 恵子	平成20年10月1日	平成22年10月1日 ～平成26年9月30日	
委員長 職務代理者	平井 照江	平成24年12月14日	平成24年12月14日 ～平成28年12月13日	
委員	田中 裕子	平成17年12月13日	平成21年12月13日 ～平成25年12月12日	公募
委員	松樹 俊弘	平成20年2月1日	平成24年2月1日 ～平成28年1月31日	
教育長	伊藤 文康	平成25年10月17日	平成25年10月17日 ～平成28年12月21日	

平成25年12月13日から

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	海野 恵子	平成20年10月1日	平成22年10月1日 ～平成26年9月30日	
委員長 職務代理者	平井 照江	平成24年12月14日	平成24年12月14日 ～平成28年12月13日	
委員	岡部 二九雄	平成25年12月13日	平成25年12月13日 ～平成29年12月12日	公募
委員	松樹 俊弘	平成20年2月1日	平成24年2月1日 ～平成28年1月31日	
教育長	伊藤 文康	平成25年10月17日	平成25年10月17日 ～平成28年12月21日	

(2) 会議への出席状況

委員名 会議名	海野委員長	平井委員長 職務代理者	田中委員	松樹委員	瀬戸教育長	
4月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人5名
5月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人2名
6月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人5名
7月臨時会	出席	出席	出席	出席	欠席	傍聴人4名
7月定例会	出席	出席	出席	出席	欠席	傍聴人3名
8月臨時会	出席	出席	出席	出席		
8月定例会	出席	出席	出席	出席		
9月定例会	出席	出席	出席	出席		
10月臨時会	出席	出席	出席	出席		
委員名 会議名	海野委員長	平井委員長 職務代理者	田中委員	松樹委員	伊藤教育長	
10月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	
10月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人1名
11月臨時会	出席	出席	出席	出席	出席	
11月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
委員名 会議名	海野委員長	平井委員長 職務代理者	岡部委員	松樹委員	伊藤教育長	
12月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
1月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
2月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	
3月定例会	出席	出席	出席	出席	出席	傍聴人2名

(3) 教育委員会議（定例会・臨時会）及びその他の活動等

【平成25年4月1日～平成26年3月31日】

月	日	種別	内容
4	1 (月)	その他の活動	教職員辞令交付式
	5 (金)	その他の活動	小・中学校入学式
	26 (金)	定例会	<p>審議事項3件</p> <p>①平成25年度（平成24年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について</p> <p>②海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について</p> <p>【追加分】</p> <p>③海老名市教育委員会関係職員の人事異動について（非公開事件）</p> <p>報告事項2件</p> <p>①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について</p> <p>②海老名市立学校学校薬剤師の辞職及び委嘱について</p>
月	日	種別	内容
5	11 (土)	その他の活動	市PTA連絡協議会総会
		その他の活動	市PTA連絡協議会情報交換会
	24 (金)	定例会	<p>審議事項3件</p> <p>①海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）</p> <p>②平成25年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について</p> <p>③（仮称）海老名市教育支援センターの設置について</p> <p>報告事項3件</p> <p>①海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について</p> <p>②海老名市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について</p> <p>③海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について</p>

月	日	種 別	内 容
6	1 (土)	その他の活動	小学校運動会 (海老名小・東柏ヶ谷小)
	27 (木)	定例会	審議事項 4 件 ①海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について (継続審議) ②海老名市食の創造館設置条例の一部改正について ③平成 24 年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について (非公開事件) 【追加分】 ④海老名市教育委員会関係職員の人事異動について (非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市社会教育委員の委嘱について
	29 (土)	その他の活動	市 P T A 指導者研修会
		その他の活動	教育委員と語り合うタベ
月	日	種 別	内 容
7	11 (木)	臨時会	審議事項 1 件 ①海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について (継続審議)
	13 (土)	その他の活動	親子ナイトウォークラリー
	26 (金)	定例会	審議事項 3 件 ①海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について (継続審議) ②平成 25 年度 (平成 24 年度対象) 教育委員会の点検・評価報告書について ③平成 26 年度使用教科用図書採択について
月	日	種 別	内 容
8	3 (土)	その他の活動	海老名市戦没者追悼式
	6 (火)	臨時会	議事 1 件 ①海老名市教育委員会委員の辞職の同意について (非公開事件)
	22 (木)	その他の活動	ひびきあう教育研究発表大会
	23 (金)	定例会	報告事項 1 件 ①海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

月	日	種 別	内 容
9	14 (土)	その他の活動	中学校体育祭 (有馬中)
	20 (金)	定例会	報告事項 1 件 ①海老名市学校医 (歯科医) の辞職及び委嘱について
	21 (土)	その他の活動	中学校体育祭 (有馬中を除く)
	28 (土)	その他の活動	小学校運動会 (海老名小・東柏ヶ谷小を除く。)
月	日	種 別	内 容
10	19 (土)	その他の活動	家庭と地域の教育を考えるつどい
	15 (火)	臨時会	審議事項 2 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について (非公開事件) ②県費負担教職員の人事異動について (非公開事件)
	17 (木)	臨時会	議事 1 件 ①海老名市教育委員会教育長の任命について (非公開事件)
	25 (金)	定例会	審議事項 1 件 ①海老名市野外教育活動アクションプランについて 報告事項 1 件 ①海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
	27 (日)	その他の活動	安全・安心フェスタ
	月	日	種 別
11	1 (金)	その他の活動	小学校連合運動会
		その他の活動	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
	2 (土)	その他の活動	海老名市民文化祭郷土芸能部門
	3 (日)	その他の活動	海老名文化スポーツ表彰
	18 (月)	臨時会	審議事項 2 件 ①指定管理者の指定 (海老名市立図書館) に関する「意見の申し出」について (非公開事件) ②海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について (非公開事件)
	16 (土)	その他の活動	市内中学生人権作文コンテスト表彰式
		その他の活動	統計グラフコンクール表彰式
	22 (金)	定例会	審議事項 2 件 ①海老名市野外教育施設条例の廃止について ②平成 26 年度教育委員会予算要求の考え方について
		その他の活動	海老名市温故館企画展 災害を語り継ぐ

月	日	種 別	内 容
1 2	2 (月)	その他の活動	朝のあいさつ運動 (中新田保育園)
	2 0 (金)	定例会	議事 2 件 ①海老名市教育委員会委員長の選任について (非公開事件) ②海老名市教育委員会委員長職務代理者の指定について (非公開事件) 報告事項 1 件 事務嘱託員 (野外教育活動支援員) の委嘱について
	2 2 (日)	その他の活動	高等学校郷土芸能発表会
	2 4 (火)	その他の活動	朝のあいさつ運動 (大谷中)
月	日	種 別	内 容
1	6 (月)	その他の活動	市教委校長賀詞交換会
	8 (水)	その他の活動	朝のあいさつ運動 (社家小)
	1 1 (土)	その他の活動	武道初め式
	1 3 (月)	その他の活動	海老名市成人式
		その他の活動	海老名市還暦式
	1 7 (金)	定例会	審議事項 3 件 ①海老名市社会教育委員条例の一部改正について ②海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について ③海老名市野外教育施設条例の廃止に関する「意見の申し出」について (非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市青少年相談センター運営協議会委員の辞職及び委嘱について
	1 9 (日)	その他の活動	海老名市駅伝大会
	2 6 (日)	その他の活動	新春はやし叩き初め大会

月	日	種 別	内 容
2	3 (日)	その他の活動	海老名親子ふれあい将棋教室
	12 (火)	臨時会	審議事項 2 件 ①海老名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する市長からの協議について ②損害賠償等請求事件への対応について(非公開事件)
	14 (金)	定例会	審議事項 2 件 ①「平成 26 年度海老名市一般会計予算のうち教育に係る部分」に関する「意見の申し出」について(非公開事件) ②海老名市社会教育委員条例の一部改正に関する「意見の申し出」について(非公開事件) 報告事項 1 件 ①海老名市野外教育施設条例施行規則の廃止について
	15 (土)	その他の活動	P T A 活動研究集会
月	日	種 別	内 容
3	9 (日)	その他の活動	新入学児童運転能力測定
	11 (火)	定例会	審議事項 6 件 ①海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について ②海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について ③海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について ④いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針について ⑤県費負担教職員の人事異動について(非公開事件) ⑥平成 26 年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について(非公開事件)
	13 (木)	その他の活動	中学校卒業式
	20 (木)	その他の活動	小学校卒業式
	25 (火)	その他の活動	朝のあいさつ運動(杉久保小)
	31 (月)	その他の活動	教職員辞令交付式

海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画 教育委員会 実施事業一覧

政策 施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
①	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり			
	(1) 図書事業の充実			
	図書館リニューアル	図書館を利用しやすい施設とします。	教育指導課	
	図書館運営業務	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。	教育指導課	
	(2) 文化財の保護と活用			
	文化財の活用	海老名市の歴史遺産・文化財を活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
	文化財の保護	海老名市の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	

政策 施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
②	元気な「えびなっ子」を育むまちづくり			
	(3) 青少年の健全育成			
	非行防止活動の充実	子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育指導課	
	青少年相談体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。	教育指導課	
	(4) 子どもの居場所づくり			
	えびなっ子サマースクール事業	児童生徒の夏季休業中の居場所づくりとして学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。	教育指導課	
	海老名あそびっ子クラブ事業	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。	教育指導課	
	児童健全育成対策事業	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体や子ども会に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。	教育指導課	

政策 施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
③	ひびきあう教育の実現			
	(5) ひびきあう教育の推進			
	ひびきあう教育の実践・研究	基本的な生活習慣等の定着等を柱とした、学校、家庭、地域が互いに連携・協力した市民総がかりの取り組みや学校での特色ある教育活動を推進し、知・徳・体のバランスの取れた健やかなえびなっ子の育成を図ります。	教育指導課	
	学校安全の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	学校教育課	

政策 施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
(6) 教育環境の充実				
	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	学校教育課	
	コンピュータ利用教育	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行います。	教育指導課	
	外国語教育推進事業	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育指導課	
	部活動充実事業	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。	教育指導課	
	効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	学校教育課	
(7) 学校施設の整備・充実				
	小学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行い、うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
	中学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
	きれいで居心地のよい学校づくり	児童生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えます。	教育総務課	
(8) 教育支援体制の充実				
	特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育指導課	
	学校相談員等の派遣	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育指導課	
	奨学金の支給	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	教育指導課	
	就学援助制度の充実	経済的な理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課	
	いじめのない学校づくり	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	学校教育課	
	教育支援教室の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰を支援します。	教育指導課	
	特別支援教育の就学奨励	特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育指導課	

3政策 8施策 26事業 → 3政策 8施策 17事業

3 関係法令等

★ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（3） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5） 次条の規定による点検及び評価に関すること。

（6） 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

★ 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく委任、代理等について必要な事項を定める。

（教育長に委任する事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2） 委員会が定める規則等の制定又は改廃に関すること。
- （3） 学校その他の教育機関の設置、廃止、位置変更及び名称変更に関すること。
- （4） 委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- （5） **教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。**
- （6） 教育予算その他の議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関すること。
- （7） 県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。
- （8） 県費負担教職員の分限及び懲戒についての内申に関すること。
- （9） 県費負担教職員の人事、サービスの監督及び研修の一般方針に関すること。
- （10） 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更に関すること。
- （11） 教科用図書採択に関すること。
- （12） 非常勤特別職の職員の任免、委嘱及び解職に関すること。
- （13） 1件20,000,000円以上の教育財産の取得申出に関すること。
- （14） 附属機関に対する諮問、答申及び建議の処理に関すること。
- （15） 奨学生並びに奨学金の給付の決定、廃止及び返還の減免に関すること。
- （16） 訴訟、不服申立て、請願及び陳情に関すること。

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告し、委員会の承認を求めなければならない。

海老名市教育委員会 教育部 教育総務課 庶務係
〒 243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
Tel 046-235-4916 (直通)
Fax 046-231-0277
E-mail kyoiku-soumu@city.ebina.kanagawa.jp